

## 地域社会で果たすべき協同組合の役割

小池 恒男

### 1. 今、なぜ「地域の活性化」なのか

—その本質的な根拠—

今、なぜ「地方創生」、「地域の活性化」なのか。その本質的な根拠はやはり、経済学者のダニ・ロドリックの「世界経済の政治的トリレンマ」の構図として知られているハイパーグローバル企業、国家主権、民主政治（国民）のトリレンマの3つの結合の理論に求められるのではないか。

資本の国際移動、企業の海外進出、多国籍化にともなってハイパーグローバル企業（多国籍企業）の発言力の強まりとともに、農業・農政の分野のみならず、国民経済の多くの分野、国政のすべての分野にわたって3つの結合のバランスが大きく崩れ、国家・企業・国民の三位一体の関係が弛緩し、国家国民の合意形成がきわめて困難なものになりつつある。この状況の世界化、だからこそ一方にある狭隘なナショナリズムの台頭なのである。

このことは、「国政は民意を反映していますか」という設問に対して、「していない」が69.4%、「している」が27.6%という世論調査の結果によって一点の疑いもなく示されるし、その背後に「2割の得票で8割の議席」という小選挙区制トリックがあることもまた明白である。

冷戦体制の崩壊後に、強大な力で世界的支配を強めてきたハイパーグローバル企業。わが国もその例外ではない。今やわが国の政治経済を牽引しているかのようにみえる産業競争力会議や規制改革会議のメンバー構成をみれば一目瞭然である。人材派遣会社パソナグループ会長の竹中平蔵氏、ローソン元社長の新浪剛史氏、楽天会長兼社長の三木谷浩史氏等々の面々である。

そして、この状況の世界化を象徴しているのがまさにTPP協定であり、その核にあるISDS（投資家対国家紛争解決）条項ということになる。ISDS訴訟件数（国際仲裁裁判所）についてみると、1960年代以降、ISDSの協定が生まれてから最初の30年間で発生した訴訟件数は世界全体で50件、これに対し2011年～13年にかけては、少なくとも毎

年50件の外国投資家による提訴が行われている。ISDSはまさに多くの国にまたがって事業を展開する多国籍企業の利益を最優先するものであり、リークテキストで明らかにされた投資章・ISDSの反憲法性、各国の国家主権の侵害は以下のとおりである。

- ① 国民主権・国家主権の蹂躪
  - ・各国の政策・規制・制度の決定権を蹂躪
  - ・外資系にのみ超国家的・特権的権力を付与
- ② 生存権の蹂躪
  - ・国民・市民の健康、安全、環境に関する政策・規制までISDS対象
  - ・金融危機防止のための資本移動規制もISDS対象で、国民はシステミック・リスクにさらされる
- ③ 司法権の蹂躪
  - ・外資企業に各国主権の不可欠構成要素である司法権に対する超越を付与
- ④ 地方自治の蹂躪
  - ・自治体等による地域活性化政策（たとえば国内産、地元産原材料の使用要件等）も内外企業無差別でも「特定履行義務禁止」違反としてISDS対象になる

これらに示される投資章・ISDS条項のもつ意味だけをとってみても、TPP協定と日本国憲法とが相いれないものであることは明白である。しかしこのことが同時に、日本政府、日系多国籍企業も、他国の主権、基本的人権等を蹂躪する側に立つことの意味についてもきちんとみておかなければならない。

国政においてますます目立つ小選挙区制の下で進む政治の劣化、ハイパーグローバル企業に乗っ取られようとしている国家機能、国家・企業・国民の三位一体の関係における極限に向かって進む、このアンバランスの3つの結合関係をどう正常な関係に変えていくのか。この重大な課題を担っているのが地方政治、地方経済であるというのが、ここでの第1の仮説である。

したがって、あるべき「地域の活性化」は、現政権のいう「地方創生」と根本的に異なる内容のものであり、「地方から民主政治を、住民主権の実現から国民主権の実現」に向けての大事業、経済的には、「地元業者とともに、最大限、利益を地域に還元させる地域経済の仕組みづくり」の大事業なのである。「目先のオータナティブを捜し、追いかけるのではなく…、変革の道筋について学ぶこと、変革の芽を育てること<sup>注1)</sup>」、地方が国政を包囲して、国民主権の国政（民主政治に）に変えていく、国民主権の国家に変えていく大事業である。

## 2. 上からの「バリューチェーン形成論」, 「地方再編成論」, 「地方再生論」

国家もまた国家・企業・国民の三位一体の関係の弛緩を問題視せざるを得ないが、しかしそれはハイパーグローバル企業による国家機能の無力化・空洞化に対する危機感ではなく（国家としてはそこにこそ危機感を感じるべきなのであるが）、実情はむしろ国民の国政からの離反に対するより強い危機感である。だからこそその「農林漁業の成長産業化論」であり、「地方再編成論」であった。それなりに取り繕おうとしたり、「地方消滅」と恫喝したりということであった。以下でその流れを確認しておきたい。

### 1) 『農林水産業・地域の活力創造プラン』（2013年12月決定, 14年6月改訂）

『農林水産業・地域の活力創造プラン』は現政権の農政の中心に位置づいているが、この『プラン』が「農林漁業の成長産業化のためには需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築が不可欠」との方向を打ち出したために、わが国農政に時ならぬ「バリューチェーン旋風」が吹き荒れることとなった（ここではバリューチェーンは、「付加価値向上のための連鎖」という意味で使われている）。

しかし、それは肝心の「農林漁業の成長産業化」が既存の担い手によるのではなく、企業の参入によってこそ実現可能という考えに基づくものであるから、いわば「地域不在のバリューチェーン論」になりかねないという危惧がつきまとうこととなった。加えて、全国農協中央会までがこれにすり寄るような対案を打ち出したために（『J Aグループ営農・経済革新プラン』2014年4月）、現場ではこれらの「バリューチェーン論」は相当強い違和感をもって受けとめられることになった。

### 2) 国家戦略特区

その典型としてあげられるのは、国家戦略特区の農業特区として認定された新潟市の「ニューフードバレー特区」と兵庫・養父市の農業特区である（いずれも2014年3月指定）。それを全国の地方自治体に広めていく、というのが特区のねらいであるから、これはまさにハイパーグローバル企業と国家による「地方再編成論」ということになる。とくに前者にはローソンが深くかかわっていて、「オランダ型フードバレーの実現を目指して力強い農業と付加価値の高い食品に支えられた農業・食品産業の国際拠点の創設」をうたっている。

### 3) 「まち・ひと・しごと創生法」

「地方創生」はまさに現政権が、これがなければ2014年12月の第47回衆院選を戦えない

ということで急遽11月に駆け込みで成立させたいいわゆる地方創生関連2法に由来している（2014年11月21日、参院本会議で成立）。そして現在、全国の市町村に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（『地方版総合戦略』）の策定を指示し、策定を条件に地方交付金を交付するとして市町村にその策定を迫っているものである<sup>注2)</sup>。

しかし、国の「2060年－人口1億人」の長期ビジョンに合わせた「地方人口ビジョン」と、5カ年計画の「地方版総合戦略」を2015年度末までに策定させるというもので、当初うたわれていた「自由度の高い交付金」の文言もすでに消えてしまっていて、とてもこれらの取り組みのなかから真の地方創生が出てくるとは思えないものに変質してしまっている。

## 3. あるべき協同組合が中心に座る「地域の活性化」, 「バリューチェーンの形成」

－食と農の新しい価値の連鎖をつくり出すもう一つの道－

最大限もうけを地域に還元させる地域経済の仕組みづくりのもう一つの道－

「地方創生」の時代ということは、ある意味ではそのまま協同組合の出番を意味している。なぜならば、協同組合にとってはメゾ領域(中間地域)は所与のものとしてあるからである。

高齢化や人口減少にともなう食料の需給規模の縮小、食料の輸入増、デフレ経済のもとでの農産物価格の低迷等々の条件を考慮するならば、たしかに農業所得の向上のためには付加価値の創出という観点が必要になる。しかし、その付加価値という果実の、生産者や地域経済による確実な獲得は、政府の『活力創造プラン』や全国農協中央会の『営農・経済革新プラン』が提起しているような上からのバリューチェーン、経済界や大企業との資本提携によるバリューチェーンの形成によってではなく、地域とともにつくる協同組合のバリューチェーンによってこそ、より確実に実現されるものではないか。

“トンビに油揚げ”にならないように、その果実が生産者、地元業者、地域住民によってきちんとゲットされるような「地域とともにつくる協同組合の食と農の新しい価値の連鎖」, 「農商工消連携に基づく食と農を中心とした起業」, 「産直や地産地消につながるよりレベルの高いところでの協同の事業起こし」をめざす必要がある。さらに広く、最大限もうけを地域に還元させる地域経済の仕組みづくりが求められている。

そしてその道こそが、農業、林業、漁業の第1次産業、他の地域産業、自然再生エネルギー産業、地域金融、医療、福祉、教育、環境保全等々が、新しい産業と雇用を生み出し、地域経済を活性化させるという明確な道筋をもつものであり、内需主導の健全な国民経済の成長に広く大きくつながっていくものであることを強調しておきたい。

第27回 J A 全国大会組織協議案の第1部『創造的自己改革への挑戦－農業者の所得増大

と地域の活性化に全力を尽くす-』の「V. “地域の活性化”への貢献」では、以下の3点が列挙されている(20ページ)。

- ① J Aは、農業者の高齢化・世代交代といった喫緊の課題に対しては、「住み慣れた地域での助け合いを軸とした地域セーフティネット機能」を発揮します。
- ② また、今般の農協改革議論をふまえ、J Aが「食と農を基軸とした地域に根ざした協同組合」であることをより一層発信していくため、J Aは、「食と農、地域とJ Aを結ぶ」取り組みを拡充します。
- ③ J Aは、組合員・地域住民のニーズや地域実態をふまえ、徹底的に地域を支える観点から、行政、集落、商工会議所等地域の諸団体とも協力した取り組みをめざし、政府が進める「地方創生」の取り組みへも積極的に参加します。

従来の生活面活動の地域での積極的な展開は大いに望まれるところであるが(主として①の部分)、しかし全体として「地域の活性化」のとらえ方には1節で提起された問題意識からみると志の低さ、軽さ、問題の矮小化が目立つ。それにしてもどうしてこんなにも無批判に「地方創生」への積極的参加をうたうのか。補助金を有効に使うということは重要なことであるが、目的(主体的な計画)と手段(補助金の獲得)のはき違えだけは避けなければならないし、何よりも協同組合主導の「地域の活性化」、「バリューチェーンの形成」を強調する必要があるのではないか。

#### 4. コミュニティに向かいつつある日本の協同組合

##### 1) 協同組合の3分野とその存在意義

3節で提起した協同組合が中心に座る「地域の活性化」、「バリューチェーンの形成」の取り組み如何は、ひとえに現在のわが国の協同組合の力量にかかっている。

ここではまず、わが国における3つの分野における協同組合の当面している実態について概観しておきたい。まず、農業、林業、漁業の第1次産業にかかわる農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の第1分野の協同組合についてであるが、その第1の特徴は、労働生産性において常に劣位にある幼稚産業とともにあって、経済の不均等発展の中で常に取り残されていく部分としてあるという点である。そして、その落ち込みを公が政策でカバーする、さらに言えば、その落ち込みをカバーするために公が積極的に協同組合の設立に動いたという客観的な存立基盤がある。

もちろん当然のことながら、一方において、多数の生産者の自衛手段としての協同組合という性格をもって、政策要求しないと生産者は常に自己搾取の状態に落ち込むことになる。大きな潮目の変化は、「聖域なき構造改革」を唱えた小泉内閣の登場(2001年)

あたりからであり、それが現在の「企業参入による農業の成長産業化」論につながって、既存の家族経営の皆さんには退出していただいて結構です、後は私どもが面倒みますと企業が名乗り出ているというのが今日の状況である。

次いで、医療サービス、福祉サービス、介護サービス、子育て(保育)サービス等々のサービス労働分野に成立している第3分野の協同組合である。この分野においては、公は均一のサービスしか提供できない、してはいけない、その均一でないところを協同組合や非営利組織がカバーする、というのが協同組合の客観的な存立基盤としてある<sup>注3)</sup>。両者がタイアップして埋め合わせることがないと協同組合・非営利部門サイドの自己搾取が膨れ上がることになる(ボランティア活動、低賃金、でも働き甲斐の世界)。公の部分が正常に稼働しない場合に、協同組合・非営利部門は自己搾取を強いられることになる<sup>注4)</sup>。

第2分野の協同組合である生活資材購買のための協同組合、消費生活協同組合についてはどうか。それは周知のように、飢餓の1840年代に食料の確保、まがいもの商品の排除、悪徳商人の排除、悪徳商法の排除という労働者の切実な要求に基づいて設立された、最も長い歴史をもつ協同組合である。

しかし、今日のわが国のそれら協同組合を束ねるナショナルセンターは、食の安全性を脅かすTPP協定にまともに向き合うことを回避している。小売市場における激烈な競争にさらされて、自らが開発してきた事業方式のことごとくをCVS(コンビニエンスストア)や量販店にかすめとられて、その存立基盤を失いつつあるようにみえる。大手CVSや量販店によって生活協同組合の産直が次々に蚕食されるという事態が発生するに至っている(パルシステムはホームページから産直リストを削除)。このような状況の中であって、なお生き残りの道をたくましく切り拓こうとしているいくつかの方向性が示されている。

第1は、班活動という組合員参加の上に成り立つ共同購入をなお粘り強く追求している大阪パルコープ、みやざき県民生協等々の取り組みがある(共同購入ともいべき店舗展開も含めて、必ずしも店舗事業の全面否定でなく)。第2に、第1分野(第1次産業)に寄り添って事業展開するという方向、たとえばパルシステム生協連合会等々の取り組みがある。パルシステムの「2020年ビジョン」は、「産直の底力で日本の農林水産業を復興・再生させます」とうたっている。第3に、第3分野(サービス労働)に寄り添って事業展開するという方向、たとえば愛知の生活協同組合・コープあいち等々の取り組みがある。福祉の視点ですべての活動、事業を見直すという観点はきわめて斬新である。在宅介護の事業収支が20億円、福祉スタッフが1,000人というマンパワーもこの事業が生半可な取り組みでないことを示している。

第4に、「地域とともにつくる協同組合の食と農の新しい価値の連鎖」、「農商工消連携に基づく食と農を中心とした起業」、「産直や地産地消につながるよりレベルの高いところ

での協同の事業起こし」という第4の方向、プラントを共有して改めて自らの商品づくりに乗り出すという方向、たとえば「食のみやぎ復興ネットワーク」の取り組みを展開しているみやぎ生協、鳥取県畜産農協の「東部地域畜産クラスター計画」等々の取り組みがある。

## 2) コミュニティへと向かう協同組合

そして注目しておきたいのは、協同組合・非営利部門の事業活動の特徴として、それがコミュニティづくりに行き着くというところである。企業活動はそこに行き着くことはない<sup>注5)</sup>。地域で事業を総合的に展開することなくして（農業協同組合の総合事業の展開なくして）、そしてここでみてきた3つの分野のメゾ領域におけるそれぞれの事業の総合的展開なくして「地方創生」はない。

強調しておきたいのは、その中心に座って事業展開する協同組合の役割である。格差社会（貧富、地域間格差＝首都圏、太平洋ベルト地帯、その他の過疎地域、“消滅集落”）、一握りの投資家や多国籍企業が推し進めるグローバリズム、自由主義経済によって拡大される不平等の病根、そしてそれにとまなう貧富の格差の拡大、中産階級の縮小が少子高齢化・人口減少社会を強く規定して、それが正常な国民経済の成長さえも阻害しかねない事態に陥ろうとしている。協同組合の出番という状況はほぼ出来上がっているのではないか。

## 5. 地域でのさまざまな取り組みに学ぶ

これまでの生協と生産者による、地域の関係づくりの取り組みの流れについてみると、1960年代に始まったとされる産直、そして地産地消の取り組み（京都生協の場合、2009年6月「商品政策（産直政策）」の改訂、2012年6月「地産地消政策」の確立）、さらに「協同組合と地域との連携によるバリューチェーンの形成」という流れを確認しておきたい。しかし、「流れ」といってもそれは決して「発展段階」としてとらえるべきものではなく、むしろすべてが同時並行的に、混在して流れているものとしてとらえる必要がある。

### 1) メゾ領域でのさまざまな取り組み

以下にあげる事例は、あくまでも筆者の狭い視野でとらえた取り組み事例であり、多数の類似の取り組みが全国においてさまざま展開されていることは言うを待たないところである。

#### 【1】山形の置賜自給圏推進機構<sup>注6)・7)</sup>

27の団体・企業会員（会社14、ホテル1、商工会議所2、自治体1、生協1、酪農協1、生産者団体3、その他4）と個人会員で構成される機構と8つの部会。機構は、山

形県の置賜地域（自治体は3市5町）を一つの「自給圏」ととらえ、圏外への依存度を減らし、圏内に豊富な存在する地域資源を利用、代替することによって地域に産業を興し、雇用を生み、富の流出を防ぐ、このような経済の好循環を生み出すために設立された。

#### 【2】宮城の「食のみやぎ復興ネットワーク」

みやぎ生協組合員数660,768人、宮城県内世帯加入率71.0%。宮城県産消費推進協議会（1985年設立、みやぎ生協と生産者団体等44団体、会長はみやぎ生協専務）が236の団体に呼びかけてネットワークを立ち上げ（2011年7月）、70のプロジェクト活動、85アイテムの開発、産直（「みやぎ野」）からネットワークへ。

#### 【3】ならコープの「吉野共生プロジェクト」の取り組み

ならコープの出資による「株式会社コープエナジーなら」を設立して（2015年5月）、原子力発電に依拠した大規模集中型エネルギー供給システムから地域の自然環境を活用した自立分散型発電システムへの転換を目指す。

#### 【4】愛媛県・株式会社地域法人無茶々園（代表取締役・大津清次）

無茶々園40年の活動と21世紀型運命共同体づくり－大地と共に心を耕せ－

#### 【5】鳥取県畜産農協「東部地域畜産クラスター計画」

酪農の生産基盤をはじめ地域での酪農・肥育一貫体制、自給飼料体制、TMR、堆肥センターなど、地域の総合的畜産基盤整備の強化を図る。一方、生乳・精肉の処理加工事業から、生協等消費者との連携による、流通販売までのバリューチェーン化を図り、地域全体の畜産振興と消費者への牛乳・肉製品の安定供給をめざす。

#### 【6】（一社）オホーツク・テロワール（北海道紋別市）<sup>注8)</sup>

2001年に設立（前身は2009年のオホーツク地方自然公園構想検討会）。地域の持続可能なあり方を目指し、①シンポジウム・セミナーの開催、②地域マルシェの運営、③農工商連携支援事業、④地域情報誌の企画販売、⑤別組織（LLP有限責任事業組合）によるアンテナショップの運営、⑥独自商品の企画販売。

## 2) 事例にみる地域経済の仕組みづくりの体制

少数の事例ながらこれらに基づいてあえて大胆に大きくまとめれば、仕組みづくりの体制は以下に示すように、構想や理念をかかげる機構等のプラットホーム、その構想を実現する事業体、そしてその両者の合成体によって構成される。

[A] プラットホーム

[B] 事業体

[C] A・Bの合成体

仕組みづくりの体制はトータルで見れば、①指導(学習)、②支援、③企画、④事業、⑤運動、

等々の機能（任務）をもつが、当然のことながら事業体はその担い手となる協同組合、中小企業、NPO法人によって担われ、その機能（任務）は事業起こし（起業）であり、具体的には、ファンドの形成、商品開発、技術の改良・開発、販路の開拓、拡販等々である。上記の5つの機能（任務）をめぐってのプラットフォームと事業体との関係はなお未整理でもあり、もともと重複する関係でもある。限られた情報ではあるが、構想・理念づくり、指導、支援に重きを置くプラットフォームと、事業に重きを置く事業体という整理ができるであろう。

### 3) これらの取り組みを通じての准組合員の組合員としての実体づくり

3節で、「協同組合による地域に食と農の新しい価値の連鎖をつくり出すもう一つの道」、  
「最大限もうけを地域に還元させる地域経済の仕組みづくりのもう一つの道」という提起に込められているもう一つの意味は、そのような大事業、大運動の取り組みを通じて農業協同組合の准組合員の組合員としての実体づくりが進められなければならないという思いである。第27回JA全国大会組織協議案がいうような、どこかよそよそしさを感じさせる准組合員・パートナーシップ論、准組合員・応援団論ではなく<sup>注9)</sup>、まさに大事業の担い手、大運動の担い手としての組合員としての実体づくりが求められているのではないか（もちろん、もう一つの運営面における組合員としての実体づくりも大きな課題である）。

### 4) 農政運動を国民運動としてどう展開するか

「協同組合による地域に食と農の新しい価値の連鎖をつくり出すもう一つの道」、  
「最大限もうけを地域に還元させる地域経済の仕組みづくりのもう一つの道」の提起に込められている“もう一つ”の意味は、そのような大事業、大運動を通じて農政運動を国民運動に結びつけるという課題である。

国民的理解とか、世論形成といわれても一地方のJAにとっては雲をつかむような話で、それに向けての具体的な手立てをにわかには思いつくことができないのではないか。しかし、地域での「協同組合による地域に食と農の新しい価値の連鎖をつくり出すもう一つの道」、  
「最大限もうけを地域に還元させる地域経済の仕組みづくりのもう一つの道」の大事業、大運動こそがまさに地域から国民的理解を得て、地域から世論を形成していく大道であるという認識こそが重要であろう。

(本センター会長・滋賀県立大学名誉教授)

注1) 関根佳恵「食・農におけるグローバル化の進展と家族経営」(日本協同組合学会・第34回春季研究大会「経済のグローバル化と地域・社会・協同の新しい形ー『メゾ領域』における協同の主体形成に向けてー」) 2015年5月16日。

2) そのバックボーンになったのが、いわゆる「増田レポート」(2014年5月8日)、正式名は日本創成会議・人口減少問題検討分科会『成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」』である。

3) ただし、そこにも営利企業が進出。日本経済新聞「イオン 商業施設に保育所、子育て支援 全国で」2014年8月22日付。

4) ワーカーズ・コレクティブは、非正規労働をなくそうなくそうとしているときに、一方で非正規労働をつくり出そうとしている、という矛盾を常に抱え込んでいる。

5) 日本経済新聞「再生ふるさと経済(3) 企業は地方にとどまるか」2014年8月23日付。

6) 機構の定款は目的と事業について以下のように定めている。

#### 第3条(目的)

この法人は、NPO、協同組合、企業、任意団体等が協働して、山形県置賜3市5町の地域の課題に取り組む活動を応援し、社会目的にかなった経済活動や市民活動を応援し、社会目的にかなった経済活動や市民活動を助け、地域資源を基礎として、置賜自給圏の実現を目的とする。

#### 第5条(事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 地産地消に基づく地域自給と圏内流通の推進
2. 自然と共生する安全・安心の農と食の構築
3. 教育の場での実践
4. 医療費削減の世界モデルへの挑戦
5. 前各号の目的を達成するために「産・官・学・民」が一体となってすすめる構想推進体制の構築  
自給圏の範囲は、3市(米沢市、長井市、南陽市)、5町(高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町)、人口約22万人の自給圏である。

7) 設立は、2014年8月2日。「置賜自給圏構想を考える会」から(一社)置賜自給圏推進機構へ、計画立案は2012年から始まる。

8) 若林諒・小林国之・渡部康平「農山漁村におけるネットワーク型地域づくり組織の形成要因」、日本協同組合学会編『協同組合研究』第34巻第2号、2015年6月。

9) 全国農協中央会『第27回JA全国大会組織協議案 第1部』2015年7月、22ページ。